

## 第 50 回 朝来市国民健康保険運営協議会 会議次第

日 時 令和 8 年 5 月 28 日 (木)  
午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分  
場 所 朝来市役所 4 階 401・402 会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員・職員の紹介
- 4 会議の成立確認
- 5 会議録署名委員の指名
- 6 諮問  
諮問第 7 号 令和 8 年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について
- 7 報告  
報告第 4 号 令和 7 年度朝来市国民健康保険特別会計決算(見込)について
- 8 審議  
議案第 3 号 令和 8 年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について
- 9 閉会

諮問第7号

令和8年5月28日

朝来市国民健康保険運営協議会  
会長 北垣利晃 様

朝来市長 藤岡 勇

令和8年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について

令和8年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について次のとおり諮問します。

記

1 令和8年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について

**【要旨】**

国民健康保険税の適正賦課を行うため、賦課割合を別紙1のとおり定めようとするものです。

## 令和 8 年度朝来市国民健康保険税賦課割合（案）

令和 8 年度

応能割	応益割	
48.4%	51.6%	
所得割総額	均等割総額	平等割総額
48.4%	34.9%	16.7%

令和 7 年度

応能割	応益割	
49.0%	51.0%	
所得割総額	均等割総額	均等割総額
49.0%	34.1%	16.9%

報告第4号

令和7年度朝来市国民健康保険特別会計決算(見込)について

令和7年度朝来市国民健康保険特別会計決算(見込)について報告します。

令和8年5月28日

朝来市長 藤 岡 勇

(内容)

別紙「令和7年度朝来市国民健康保険特別会計決算見込書」のとおり。

# 令和8年度 朝来市国民健康保険 運営協議会資料

令和8年5月28日

市民生活部市民課

## 朝来市国民健康保険の現状と令和8年度の保険税賦課割合について

### ◆被保険者数の減少と構造変化

国民健康保険の被保険者数は減少が続き、後期高齢者被保険者数や人口に占める割合は年々上昇しており、元年度の19.3%から7年度には22.4%へ拡大するなど、高齢化が進行しています。

### ◆医療費の大幅な増加

令和7年度の一人当たり医療費は前年度比8.84%増(40,816円増)の502,471円となり、全体的な増加傾向が続いています。特に入院費用の伸びが顕著であり、医療技術の高度化等を背景に今後も増加が見込まれます。

### ◆決算見込みによる財政状況

令和7年度決算見込みでは、財政調整基金から39,000,000円を取崩し、余剰金のうち10,000,000円を積み立て、年度末の基金残高見込みは249,982,692円となります。

### ◆保険料率の段階的な統一

令和12年度の保険料水準統一に向け、標準保険料率に基づく賦課割合へ近づける見直しをすすめ、令和8年度は所得割を下げ、均等割を上げる調整を行い、段階的に差を解消していく計画です。

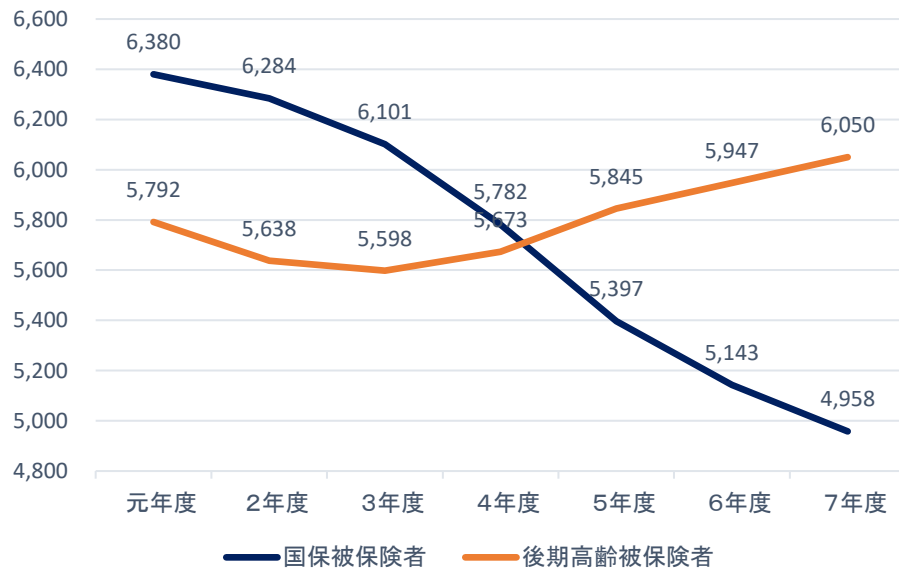
項目		令和7年度	令和8年度	備考
1人当たり保険料額	医療分	59,900 円	60,800 円	前回の会議(R8.2月開催)で決定した項目
	後期分	24,300 円	25,000 円	
	介護分	28,200 円	28,700 円	
	子ども分		2,900 円	
	合計	112,400 円	117,400 円	
賦課割合	所得割	49.0%	48.4%	今回の会議で諮問する項目
	均等割	34.1%	34.9%	
	平等割	16.9%	16.7%	

# 被 保 険 者 数 推 移

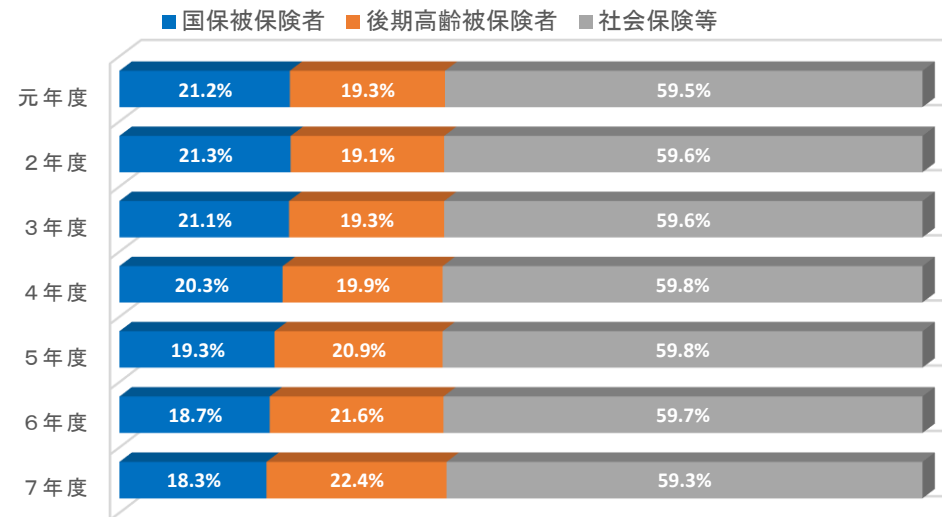
(各年度末数值)

	総人口	後期高齢者数	国民健康保険被保険者(一般)					国保(退職含む)総合計			
			若 人 (7歳~64歳)	未就学児 (0歳~6歳)	前期高齢者 (65歳~74歳)	【内訳:65歳~69歳】	【内訳:70歳~74歳】	合 計	退職者数	総合計	前年度比 (%)
元年度	30,076	5,792	2,876	153	3,350	1,552	1,798	6,379	1	6,380	△ 4.92
2年度	29,525	5,638	2,764	135	3,385	1,444	1,941	6,284	0	6,284	△ 1.51
3年度	28,971	5,598	2,572	137	3,392	1,400	1,992	6,101	0	6,101	△ 2.91
4年度	28,516	5,673	2,447	138	3,197	1,283	1,914	5,782	0	5,782	△ 5.23
5年度	28,022	5,845	2,350	105	2,942	1,163	1,779	5,397	0	5,397	△ 6.66
6年度	27,526	5,947	2,275	90	2,778	1,111	1,667	5,143	0	5,143	△ 4.71
7年度	27,056	6,050	2,253	82	2,623	1,079	1,544	4,958	0	4,958	△ 3.60

## 被 保 険 者 推 移



## 保 険 者 別 被 保 険 者 割 合



## 朝来市国民健康保険医療費の推移(保険者負担ベース)

(単位:円)

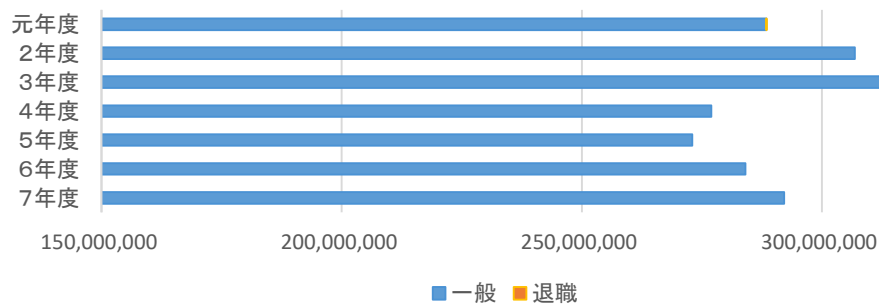
	一般被保険者					退職被保険者	退職対前年比	総合計	総合計対前年比
	総額	対前年比	0～64歳(再掲)	65～69歳(再掲)	70歳以上(再掲)				
元年度	2,011,518,871	1.38	671,333,455	503,442,064	836,743,352	1,574,965	△ 61.74	2,013,093,836	0.54
2年度	2,021,951,330	0.52	666,416,447	459,121,689	896,413,194	14,427	△ 99.08	2,021,965,757	0.44
3年度	2,108,315,696	4.27	684,883,532	456,481,145	966,951,019	0	△ 100.00	2,108,315,696	4.27
4年度	1,922,413,747	△ 8.82	606,969,155	430,353,370	885,091,222	0	—	1,922,413,747	△ 8.82
5年度	1,845,930,846	△ 3.98	619,706,403	389,025,525	837,198,918	0	—	1,845,930,846	△ 3.98
6年度	1,800,288,802	△ 2.47	595,869,560	416,481,338	787,937,904	0	—	1,800,288,802	△ 2.47
7年度	1,837,162,196	2.05	579,673,477	420,719,788	836,768,931	0	—	1,837,162,196	2.05

※ 不当利得・第三者行為の返金分を減じた額(各年事業年報数値)

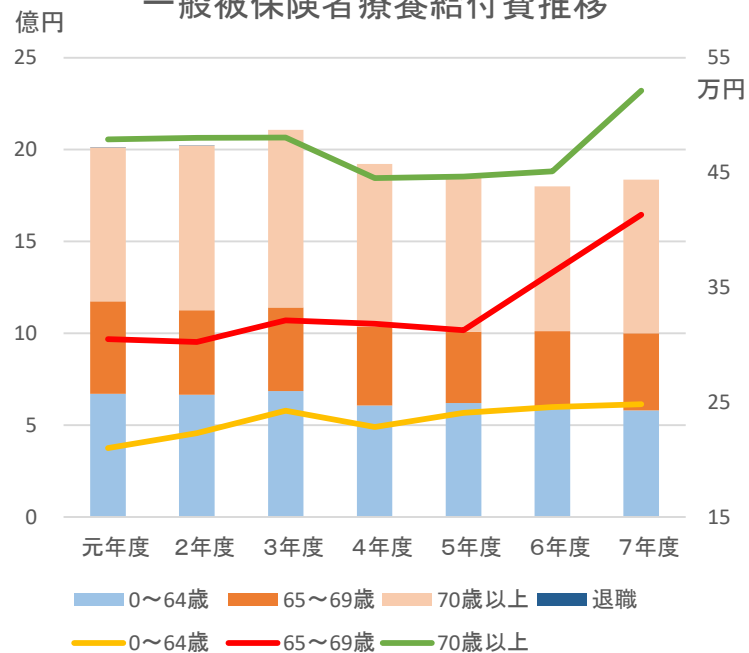
### 高額療養費の推移

年度	一般	退職	計	対前年度比
元年度	288,425,820	73,374	288,499,194	△ 0.96
2年度	306,850,333	0	306,850,333	6.36
3年度	328,548,841	0	328,548,841	7.07
4年度	276,985,934	0	276,985,934	△ 15.69
5年度	273,013,452	0	273,013,452	△ 1.43
6年度	284,093,207	0	284,093,207	4.06
7年度	292,120,795	0	292,120,795	2.83

### 高額療養費の推移



### 一般被保険者療養給付費推移



## 医療費(10割)の推移

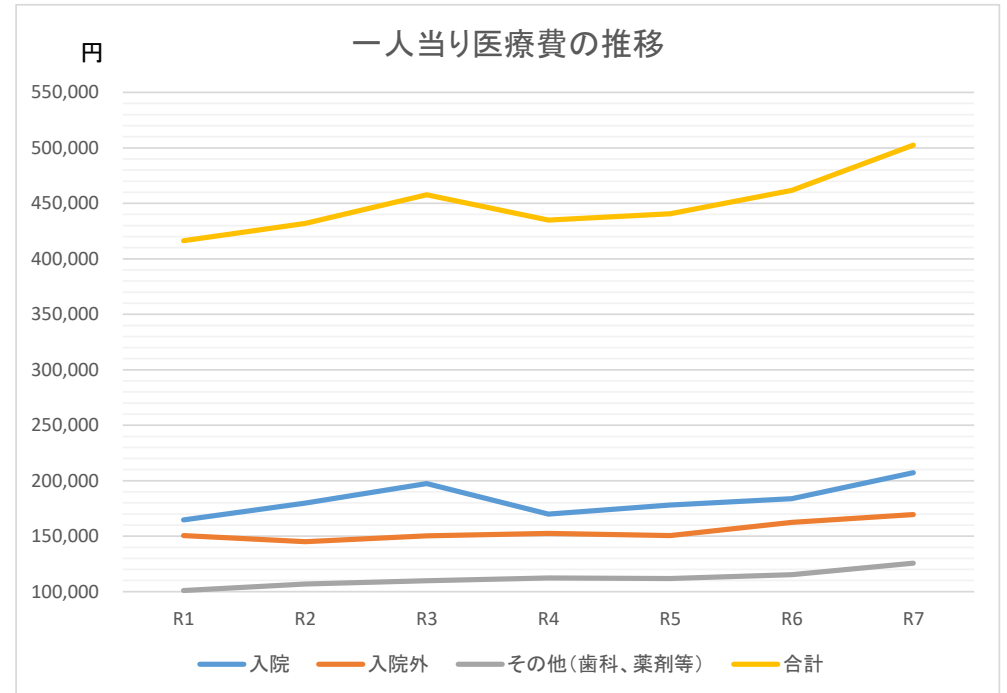
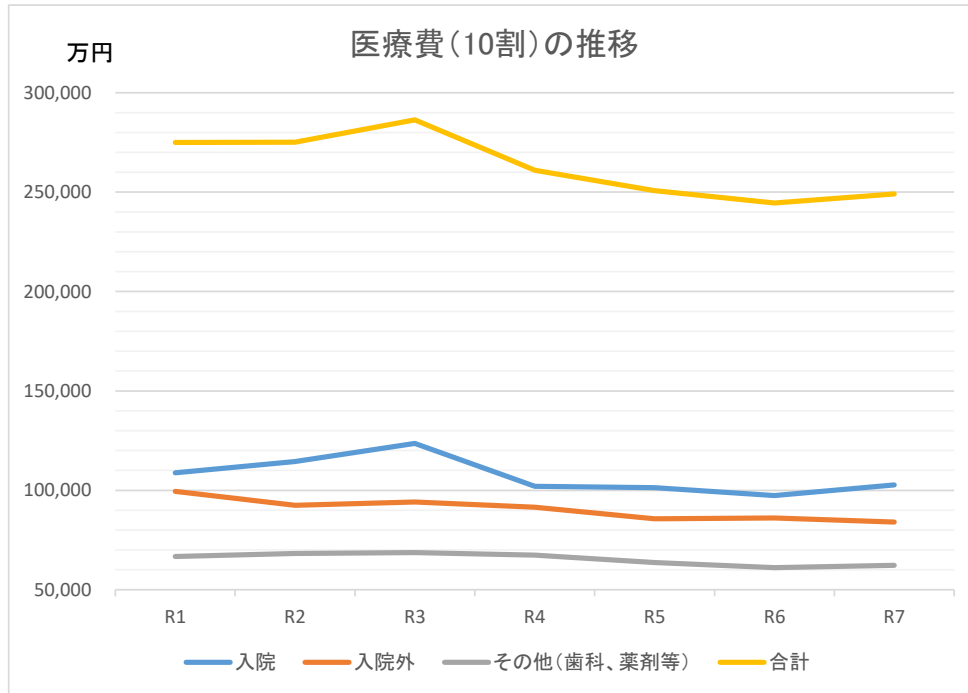
単位:万円

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入院	108,749	114,543	123,602	101,995	101,370	97,366	102,765
入院外	99,478	92,417	94,087	91,518	85,735	86,064	84,041
その他(歯科、 薬剤等)	66,724	68,169	68,681	67,417	63,682	61,105	62,319
合計	274,951	275,129	286,370	260,930	250,787	244,535	249,125

## 一人当り医療費の推移

単位:円

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入院	164,672	179,788	197,542	170,020	178,060	183,816	207,270
入院外	150,633	145,059	150,370	152,556	150,597	162,479	169,507
その他(歯科、 薬剤等)	101,035	106,999	109,766	112,380	111,861	115,359	125,694
合計	416,341	431,846	457,679	434,956	440,518	461,655	502,471



## 一人当たり医療費の推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	R6順位
兵庫県	399,171	390,197	416,281	426,137	439,251	444,421	—
朝来市	416,341	431,846	457,679	434,956	440,518	461,655	20
豊岡市	376,880	371,321	387,738	400,696	425,541	436,378	34
養父市	456,724	455,431	466,906	479,761	486,550	466,914	15
香美町	376,292	384,578	409,830	427,701	459,383	469,203	14
新温泉町	382,697	413,683	438,704	467,857	483,295	484,123	9
丹波市	432,951	433,808	445,187	480,526	452,480	451,691	27
神河町	458,174	447,898	504,074	494,938	515,704	505,447	2

※ 各年医療費総額(療養費含む。)を平均被保険者数で除した数値  
 ※ 一般、退職の総額

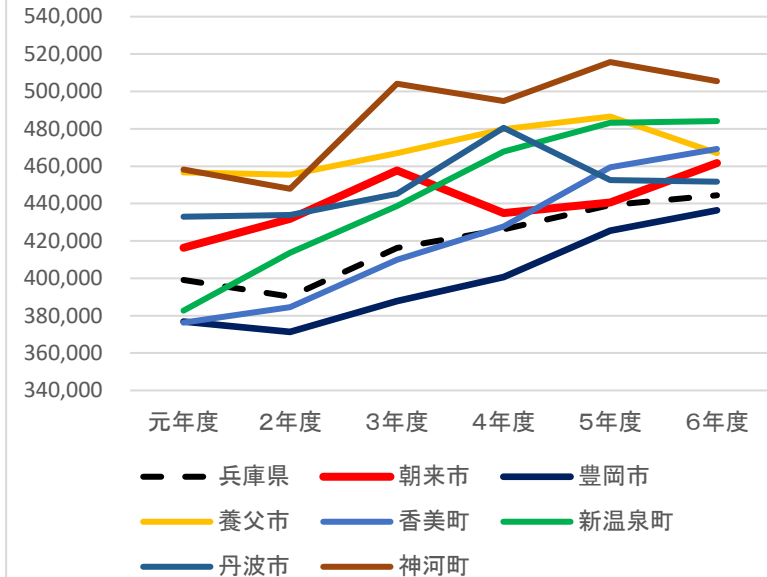
(速報値)

朝来市の令和7年度一人当たり医療費は・・・

**502,471 円**

これは・・・前年度比 40,816円 (8.84%) の増!

## 近隣市町の一人当たり医療費の推移



### — 朝来市国保の医療費の現状 —

令和7年度の医療費の状況を見ると、保険給付費の総額で前年度比36,873,394円(2.05%)増となり、3年ぶりに増加に転じた。被保険者数が減少しているが、一人当たり医療費の比較で見ると前年度比40,816円(8.84%)増加している。

さらに、一人当たり医療費を区分別に前年度と比較すると、入院に係る医療費は12.61%、通院に係る医療費が4.33%、歯科や薬剤などが8.96%とそれぞれ増加している。

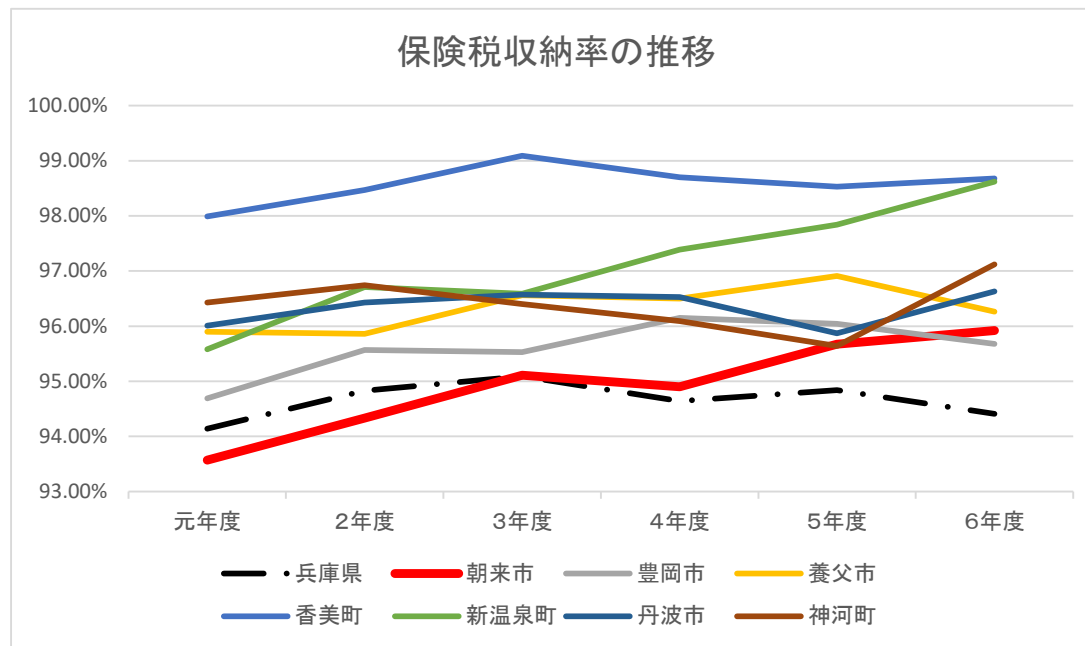
全体に増加傾向にあるが、特に入院に係る医療費の増加が大きいことが、一人当たり医療費の増加の要因と考えられる。

また、令和元年度以降の一人当たり医療費の推移を見ると、令和4年度はいったん減少したものの、令和元年度と比べ86,130円(20.69%、年平均3.45%)増加しており、昨今の医療技術の進歩・高度化、高額薬剤の登場といった状況を勘案すると、今後も引き続き増加傾向になることが想定される。

< 保険税収納率(現年課税分)の推移 >

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	R6順位
兵庫県	94.14%	94.83%	95.09%	94.64%	94.84%	94.41%	—
朝来市	93.57%	94.33%	95.11%	94.90%	95.67%	95.92%	18
豊岡市	94.69%	95.57%	95.53%	96.15%	96.04%	95.68%	22
養父市	95.90%	95.86%	96.56%	96.50%	96.91%	96.26%	14
香美町	97.99%	98.47%	99.09%	98.70%	98.53%	98.68%	2
新温泉町	95.58%	96.71%	96.59%	97.39%	97.84%	98.62%	3
丹波市	96.01%	96.43%	96.57%	96.53%	95.87%	96.63%	12
神河町	96.43%	96.74%	96.40%	96.09%	95.64%	97.12%	7

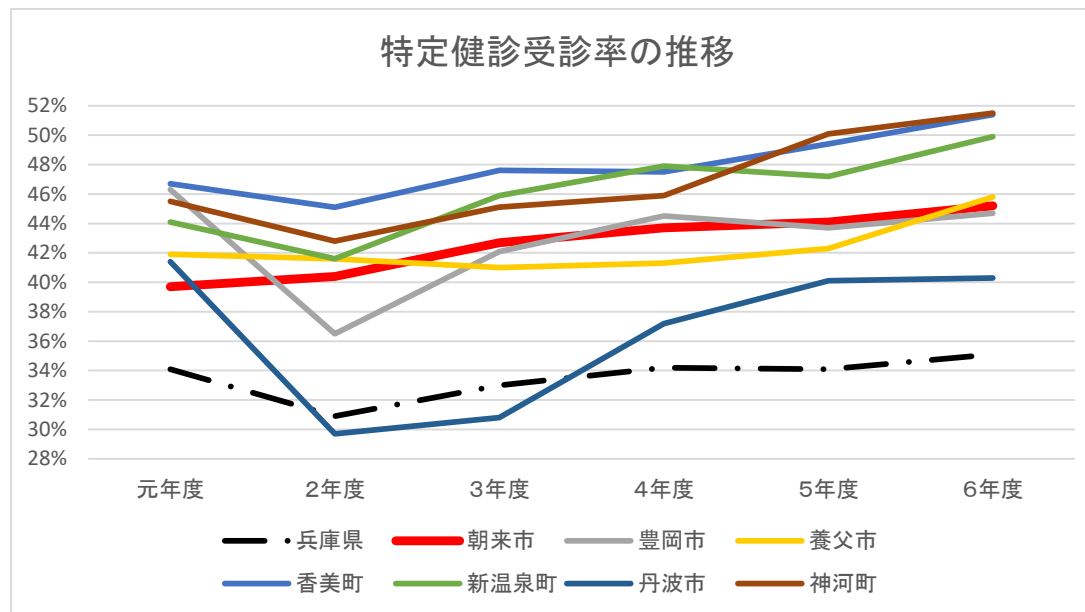
※ 一般、退職の総額



< 特定健診受診率の推移 >

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	R6順位
兵庫県	34.1%	30.9%	33.0%	34.2%	34.1%	35.1%	—
朝来市	39.7%	40.4%	42.7%	43.7%	44.1%	45.2%	11
豊岡市	46.3%	36.5%	42.1%	44.5%	43.7%	44.7%	12
養父市	41.9%	41.6%	41.0%	41.3%	42.3%	45.8%	8
香美町	46.7%	45.1%	47.6%	47.5%	49.4%	51.4%	2
新温泉町	44.1%	41.6%	45.9%	47.9%	47.2%	49.9%	3
丹波市	41.4%	29.7%	30.8%	37.2%	40.1%	40.3%	18
神河町	45.5%	42.8%	45.1%	45.9%	50.1%	51.5%	1

※法定報告の数値



## 国民健康保険財政調整基金の状況(推移)

(単位:円)

	年度当初 基金残高	年度内 積立金	基金取崩額	決算剰余 積立金	決算時 基金残高
平成17年度	497,440,793	396,205	0	81,000,000	578,836,998
平成18年度	578,836,998	2,579,523	50,000,000	40,000,000	571,416,521
平成19年度	571,416,521	7,931,418	40,000,000	55,000,000	594,347,939
平成20年度	594,347,939	7,073,123	100,000,000	43,000,000	544,421,062
平成21年度	544,421,062	2,889,470	75,000,000	43,000,000	515,310,532
平成22年度	515,310,532	1,890,343	130,000,000	16,000,000	403,200,875
平成23年度	403,200,875	1,638,264	160,000,000	55,000,000	299,839,139
平成24年度	299,839,139	610,411	100,000,000	60,000,000	260,449,550
平成25年度	260,449,550	347,464	150,000,000	60,000,000	170,797,014
平成26年度	170,797,014	353,147	89,000,000	80,000,000	162,150,161
平成27年度	162,150,161	232,132	120,000,000	3,000,000	45,382,293
平成28年度	45,382,293	114,763	45,000,000	500,000	997,056
平成29年度	997,056	647	0	91,000,000	91,997,703
平成30年度	91,997,703	21,301,164	0	80,000,000	193,298,867
令和元年度	193,298,867	130,864	0	24,000,000	217,429,731
令和2年度	217,429,731	235,679	19,000,000	17,000,000	215,665,410
令和3年度	215,665,410	143,512	34,000,000	25,000,000	206,808,922
令和4年度	206,808,922	109,534	0	17,000,000	223,918,456
令和5年度	223,918,456	164,534	0	46,000,000	270,082,990
令和6年度	270,082,990	347,140	29,100,000	37,000,000	278,330,130
令和7年度	278,330,130	652,562	39,000,000	10,000,000	249,982,692
令和8年度(予算)	249,982,692	968,000	64,365,000	0	186,585,692

## 賦課割合の見直しについて

令和12年度の保険料水準の統一に向けて、標準保険料率に基づく賦課割合に近づけるために、標準保険料率と朝来市の賦課割合の差を令和12年度までの残り年数で除した割合分を近づけ、令和12年度に標準保険料率に基づく賦課割合と一致させる。

### 1 賦課割合

区分	A B C D E					R7 朝来市 賦課割合	朝来市と標準保 険料率との差	差/5年	朝来市賦課割合(R8以降は毎年見直す)				
	R8標準保険料率に基づく賦課割合								R8	R9	R10	R11	R12
	医療分	後期分	介護分	子ども分	平均								
所得割	45.66	45.73	47.71	45.44	46.14	49.00	2.87	0.6	48.40	47.80	47.20	46.60	46.00
均等割	38.39	38.35	36.92	38.69	38.09	34.10	-3.99	-0.8	34.90	35.70	36.50	37.30	38.10
平等割	15.95	15.93	15.37	15.87	15.78	16.90	1.12	0.2	16.70	16.50	16.30	16.10	15.90

所得割: 世帯の被保険者の所得に応じて計算

均等割: 世帯の被保険者数に応じて計算

平等割: 1世帯にいくらと計算

### 2 1人当たり保険料額及び賦課割合

		令和7年度	令和8年度	比較
1人当 たり保 険料 額	医療分	59,900 円	60,800 円	900 円
	後期分	24,300 円	25,000 円	700 円
	介護分	28,200 円	28,700 円	500 円
	子ども分		2,900 円	2,900 円
	合計	112,400 円	117,400 円	5,000 円
賦課割合	所得割	49.0%	48.4%	-0.6%
	均等割	34.1%	34.9%	0.8%
	平等割	16.9%	16.7%	-0.2%

## 議案第3号

### 令和8年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について

令和8年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について、市長から諮問があったので、これを審議し答申するものとする。

令和8年5月28日提出

朝来市国民健康保険運営協議会  
会長 北 垣 利 晃

#### 【提案理由】

国民健康保険税の適正賦課を行うため、賦課割合を別紙2のとおり定めようとするものです。

## 令和8年度朝来市国民健康保険税賦課割合（案）

令和8年度

応能割	応益割	
48.4%	51.6%	
所得割総額	均等割総額	平等割総額
48.4%	34.9%	16.7%

令和7年度

応能割	応益割	
49.0%	51.0%	
所得割総額	均等割総額	均等割総額
49.0%	34.1%	16.9%

# 令和8年度 国民健康保険税の税率算定【概要】

## ★令和7年度からの主な変更点（3点）★

### ・子ども子育て支援納付金分の追加

少子化対策の財源として令和8年度より徴収され、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども・子育て支援法で定められた取り組みに充てられます。

### ・賦課限度額の引き上げ

国保の安定的な運営を図るため、医療費増大に合わせ高所得者の負担上限である基礎課税額分の賦課限度額が66万円から67万円に引き上げられます。

### ・所得が少ない世帯に対する軽減対象が拡大

国保税の均等割・平等割には、世帯の所得に応じて2割・5割・7割の軽減がありますが下記の通り変更となり、軽減対象世帯が拡大されます。

【7割軽減対象世帯】 43万円+10万円×（給与所得者数の数-1）※変更なし

【5割軽減対象世帯】 43万円+31万円×被保険者数+10万円×（給与所得者数の数-1）

【2割軽減対象世帯】 43万円+57万円×被保険者数+10万円×（給与所得者数の数-1）

## 1 賦課割合

令和8年度の賦課割合は、令和12年度の保険料水準を県統一に向けて段階的に水準保険料率に近づけるため、以下の賦課割合による税率算定を行いました。

応能割	48.4%	所得割	48.4%	△0.6%	令和7年度賦課割合	所得割	49.0%
応益割	51.6%	均等割	34.9%	0.8%	令和7年度賦課割合	均等割	34.1%
		平等割	16.7%	△0.2%	令和7年度賦課割合	平等割	16.9%

## 2 国民健康保険の加入状況、賦課基準額

令和8年度の傾向として、被保険者数は3.9%減少傾向ですが、所得割の税率に影響する賦課基準額は、前年度の増加同様に今年度も4.5%増加しています。増加要因としては、営業所得者の収入は減少傾向がみられたものの、給与所得者の収入の増加傾向がみられました。また、物価高騰による高齢者の生活費の確保のため就労等が収入増加の要因の一つとして考えられます。

## 3 令和8年度国民健康保険税税率（案）※資料5Pに前年度比較表あり

	基礎課税額分 (医療給付費)	後期高齢者支援金分	子ども・子育て 支援納付金分	小計	介護納付金分
所得割	6.2%	2.5%	0.3%	9.0%	2.2%
均等割	26,800円	11,000円	1,294円	39,094円	12,400円
平等割	18,600円	7,600円	800円	27,000円	6,900円
限度額	670,000円	260,000円	30,000円	960,000円	170,000円

① 令和8年度から追加の「子ども・子育て支援納付金分」は、県が各市町に対して示した数値を使用し算定。②均等割では、18歳未満の国保加入者(322人)分を18歳以上の国保加入者(4,751人)が負担するため、18歳未満の1人当たり均等割り額87円を18歳以上世代が負担する形で算定。(1,294円+87円=1,381円) ※資料3P

## 4 まとめ

令和8年度税率（案）は、前年度と比較し均等割が引き上げ、所得割と平等割が引き下げられました。全体で見ると減額傾向となります。これは令和7年度と同じ傾向となっています。前年度と同額の所得額であれば、所得割税額は下がり、世帯あたりの平等割税額も下がります。また、世帯被保険者人数の増減が税額の増減に影響します。

# 令和8年度 国民健康保険税 税率算定資料

令和8年5月28日

# 令和8年度 国民健康保険税の税率算定について

## 1. 賦課割合について

国民健康保険税の賦課にあたっては、応能原則(負担能力に応じた割合:所得割)と、応益原則(受益に応じた割合:被保険者均等割、世帯平等割)の2つの原則を用いることとされています。

令和8年度は応能割48.4%、応益割51.6%(均等割34.9%、平等割16.7%)により税率算定を行っています。

(表1) 令和8年度国保税賦課割合

応能割	48.4%	所得割	48.4%	△0.6%	前年度賦課割合 所得割49.0%
応益割	51.6%	均等割	34.9%	0.8%	前年度賦課割合 均等割34.1%
		平等割	16.7%	△0.2%	前年度賦課割合 平等割16.9%

## 2. 基礎課税額(医療給付費)分、後期高齢者支援金分および子ども・子育て支援納付金分

### 1. 概況

基礎課税額分、後期高齢者支援金分および子ども・子育て支援納付金分は同じ課税客体になります。

被保険者の状況を前年度と比較すると、加入世帯数は84世帯(2.3%)減少、被保険者数は206人(3.9%)減少しています。一世帯当たりの被保険者数は0.02人減の1.45人です。

賦課基準額は、129,119千円(4.5%)増加しており、一人当たりは47千円(8.6%)増加、一世帯当たりは56千円(6.9%)増加しています。

均等割・平等割の軽減該当の状況は、軽減割合別でみると、2割軽減は81人・39世帯減少、5割軽減は138人・59世帯減少、7割軽減は35人・31世帯減少しています。

限度額超過世帯数は、基礎課税額分は6世帯増加、後期高齢者支援金分は7世帯増加しています。

(表2) 令和8年度と前年度の比較(税率算定時)

		令和8年度 ①		令和7年度 ②		比較		
						①-②	増減率	
加入世帯数 (世帯)		3,492 (世帯)		3,576 (世帯)		△ 84 (世帯)	△ 2.3 %	
被保険者数 (人)		5,073 (人)		5,279 (人)		△ 206 (人)	△ 3.9 %	
一世帯当たり被保険者数 (人)		1.45 (人)		1.47 (人)		△ 0.02 (人)	△ 1.4 %	
賦課基準額 (千円)		3,023,074 (千円)		2,893,954 (千円)		129,119 (千円)	4.5 %	
一人当たり賦課基準額 (千円)		595 (千円)		548 (千円)		47 (千円)	8.6 %	
一世帯当たり賦課基準額 (千円)		865 (千円)		809 (千円)		56 (千円)	6.9 %	
軽減該当 の 状況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	673 人	13.3 %	754 人	14.2 %	△ 81 人	△ 10.7 %
		5割軽減	868 人	17.1 %	1,006 人	19.1 %	△ 138 人	△ 13.7 %
		7割軽減	1,154 人	22.7 %	1,189 人	22.5 %	△ 35 人	△ 2.9 %
		計	2,695 人	53.1 %	2,949 人	55.9 %	△ 254 人	△ 8.6 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	414 世帯	12.0 %	453 世帯	12.7 %	△ 39 世帯	△ 8.6 %
		5割軽減	539 世帯	15.4 %	598 世帯	16.7 %	△ 59 世帯	△ 9.9 %
		7割軽減	914 世帯	26.2 %	945 世帯	26.4 %	△ 31 世帯	△ 3.3 %
		計	1,867 世帯	53.5 %	1,996 世帯	55.8 %	△ 129 世帯	△ 6.5 %
限度額超過 世帯数	基礎課税額(医療給付費)分		29 (世帯)		23 (世帯)		6 (世帯)	26.1 %
	後期高齢者支援金分		31 (世帯)		24 (世帯)		7 (世帯)	29.2 %
	子ども・子育て支援納付金課税分		0 (世帯)		0 (世帯)		0 (世帯)	#DIV/0! %

## 2. 税率の算定

### 【基礎課税額(医療給付費)分】

(1)一人当たりの必要税額 : 60,800円(前年度59,900円)(前年比:+900円)

(2)賦課限度額 : 670,000円(前年度660,000円)(前年比:+10,000円)

(3)税率案

#### ●賦課総額について

一人当たり必要 税額 A	被保険者数 B	世帯数 C	賦課額 D(A×B)	軽減均等割額 E	軽減平等割額 F	限度超過額等 G	賦課総額 H(D+E+F+G)
60,800円	5,073人	3,492世帯	308,438,400円	36,887,520円	17,354,265円	27,925,275円	390,605,460円

#### ●税率(案)について

賦課割合		算出方法		令和8年度 税率(案)	令和7年度	比較	対比
応能割	所得割 48.4%	$390,605,460円 \times 48.4\% =$	189,053,042	6.2%	6.9%	△ 0.7 ポイント	89.9%
		$\div 3,023,073,661$					
$\doteq 0.06253$							
応益割	均等割 34.9%	$390,605,460円 \times 34.9\% =$	136,321,305	26,800 円	26,400 円	400 円	101.5%
		$\div 5,073$					
	$\doteq 26,871$						
	平等割 16.7%	$390,605,460円 \times 16.7\% =$	65,231,111	18,600 円	19,300 円	△ 700 円	96.4%
$\div 3,492$							
		$\doteq 18,680$					

### 【後期高齢者支援金分】

(1)一人当たりの必要税額 : 25,000円(前年度24,300円)(前年比:+700円)

(2)賦課限度額 : 260,000円(前年度260,000円)(前年比:+0円)

(3)税率案

#### ●賦課総額について

一人当たり必要 税額 A	被保険者数 B	世帯数 C	賦課額 D(A×B)	軽減均等割額 E	軽減平等割額 F	限度超過額等 G	賦課総額 H(D+E+F+G)
25,000円	5,073人	3,492世帯	126,825,000円	15,140,400円	7,090,990円	11,512,704円	160,569,094円

#### ●税率(案)について

賦課割合		算出方法		令和8年度 税率(案)	令和7年度	比較	対比
応能割	所得割 48.4%	$160,569,094円 \times 48.4\% =$	77,715,441	2.5%	2.8%	△ 0.3 ポイント	89.3%
		$\div 3,023,073,661$					
$\doteq 0.02570$							
応益割	均等割 34.9%	$160,569,094円 \times 34.9\% =$	56,038,613	11,000 円	10,700 円	300 円	102.8%
		$\div 5,073$					
	$\doteq 11,046$						
	平等割 16.7%	$160,569,094円 \times 16.7\% =$	26,815,038	7,600 円	7,800 円	△ 200 円	97.4%
$\div 3,492$							
		$\doteq 7,678$					

**【子ども・子育て支援納付金分】**

(1)一人当たりの必要税額 : 2,900円 (前年度 0円) (前年比:+2,900円)

(2)賦課限度額 : 30,000円 (前年度 0円) (前年比:+30,000円)

(3)税率案

●賦課総額について

一人当たり必要 税額 A	被保険者数 B	世帯数 C	賦課額 D(A×B)	軽減均等割額 E	軽減平等割額 F	限度超過額等 G	賦課総額 H(D+E+F+G)
2,900円	5,073人	3,492世帯	14,711,700円	1,700,000円	900,000円	1,500,000円	18,811,700円

●税率(案)について

賦課割合		算出方法		令和8年度 税率(案)	令和7年度	比較	対比			
応能割	所得割 48.4%	18,811,700円 × 48.4% = 9,104,862		0.3%	0.0%	0.3 ポイント	#DIV/0!			
		÷ 3,023,073,661								
		≒ 0.00301								
応益割	均等割	① 34.9%	18,811,700円 × 34.9% = 6,565,283		1,294 円	0 円	1,294 円	#DIV/0!		
			÷ 5,073							
		≒ 1,294								
			1,294円 × 322 = 416,668							
			18歳以上	4,751人	÷	4,751	87 円	0 円	87 円	#DIV/0!
		18歳未満	322人	≒	87	87 円	0 円	87 円	#DIV/0!	
		①+②の合計		1,294円 + 87円 = 1,381 円		0 円		1,381 円	#DIV/0!	
		平等割 16.7%		18,811,700円 × 16.7% = 3,141,553		800 円		0 円	800 円	#DIV/0!
		÷ 3,492								
		≒ 899								

### 3. 介護納付金分

#### 1. 概況

被保険者の状況を前年度と比較すると、加入世帯数は22世帯(1.6%)減少、被保険者数は13人(0.8%)減少しています。一世帯当たりの被保険者数は0.01人減の1.15人です。

賦課基準額は、60,742千円(5.3%)増加しており、一人当たりは33千円(4.5%)増加、一世帯当たりは31千円(3.6%)増加しています。

均等割・平等割の軽減該当の状況は、割合別で見ると、2割軽減は4人・9世帯増加、5割軽減は1人・2世帯増加、7割軽減は20人・20世帯減少しています。

限度額超過世帯数は、6世帯増加しています。

(表3) 令和8年度と前年度の比較(税率算定時)

		令和8年度 ①		令和7年度 ②		比較		
						①-②	増減率	
加入世帯数	(世帯)	1,358 (世帯)		1,336 (世帯)		22 (世帯)	1.6 %	
被保険者数	(人)	1,569 (人)		1,556 (人)		13 (人)	0.8 %	
一世帯当たり被保険者数	(人)	1.15 (人)		1.16 (人)		△ 0.01 (人)	△ 0.9 %	
賦課基準額	(千円)	1,206,619 (千円)		1,145,877 (千円)		60,742 (千円)	5.3 %	
一人当たり賦課基準額	(千円)	769 (千円)		736 (千円)		33 (千円)	4.5 %	
一世帯当たり賦課基準額	(千円)	888 (千円)		857 (千円)		31 (千円)	3.6 %	
軽減該当 の 状況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	166 人	10.6 %	162 人	10.4 %	4 人	2.5 %
		5割軽減	207 人	13.2 %	206 人	13.2 %	1 人	0.5 %
		7割軽減	391 人	24.9 %	411 人	26.4 %	△ 20 人	△ 4.9 %
		計	764 人	48.7 %	779 人	50.1 %	△ 15 人	△ 1.9 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	138 世帯	10.2 %	129 世帯	9.7 %	9 世帯	7.0 %
		5割軽減	169 世帯	12.4 %	167 世帯	12.4 %	2 世帯	1.2 %
		7割軽減	349 世帯	25.6 %	369 世帯	27.6 %	△ 20 世帯	△ 5.4 %
		計	656 世帯	48.3 %	665 世帯	49.8 %	△ 9 世帯	△ 1.4 %
	限度額超過世帯数	(世帯)	30 (世帯)		24 (世帯)		6 (世帯)	25.0 %

#### 2. 税率の算定

(1)一人当たりの必要税額 : 28,700円(前年度28,200円)(前年比:+500円)

(2)賦課限度額 : 170,000円(前年度170,000円)(前年比:+0円)

#### (3)税率案

##### ●賦課総額について

一人当たり必要 税額 A	被保険者数 B	世帯数 C	賦課額 D(A×B)	軽減均等割額 E	軽減平等割額 F	限度超過額等 G	賦課総額 H(D+E+F+G)
28,700 円	1,569 人	1,358 世帯	45,030,300 円	5,088,960 円	2,459,160 円	3,539,810 円	56,118,230 円

##### ●税率(案)について

賦課割合		算出方法		令和8年度	令和7年度	比較	対比
応能割	所得割	48.4%	$56,118,230 \text{ 円} \times 48.4\% =$ $\div 1,206,618,966$ $= 0.02251$	2.2%	2.3%	△ 0.1 ポイント	95.7%
	均等割	34.9%	$56,118,230 \text{ 円} \times 34.9\% =$ $\div 1,569$ $= 12,482$	12,400 円	12,000 円	400 円	103.3%
応益割	平等割	16.7%	$56,118,230 \text{ 円} \times 16.7\% =$ $\div 1,358$ $= 6,901$	6,900 円	6,900 円	0 円	100.0%

(資料1)

令和8年度国民健康保険税税率(案)について

◎税率の比較

【基礎課税額(医療給付費)分】	令和8年度(案)	令和7年度	比較	(参考) R12目標
所得割	6.2 %	6.9 %	△ 0.7 ポイント	5.9 %
均等割	26,800 円	26,400 円	400 円	29,300 円
平等割	18,600 円	19,300 円	△ 700 円	17,700 円
限度額	670,000 円	660,000 円	10,000 円	
【後期高齢者支援金分】	令和8年度(案)	令和7年度	比較	(参考) R12目標
所得割	2.5 %	2.8 %	△ 0.3 ポイント	2.4 %
均等割	11,000 円	10,700 円	300 円	12,000 円
平等割	7,600 円	7,800 円	△ 200 円	7,300 円
限度額	260,000 円	260,000 円	0 円	
【子ども・子育て支援金分】	令和8年度(案)	令和7年度	比較	(参考) R12目標
所得割	0.3 %	0 %	0.3 ポイント	0.5 %
均等割	1,294 円	0 円	1,294 円	2,400 円
平等割	800 円	0 円	800 円	1,400 円
限度額	30,000 円	0 円	30,000 円	
【小計】	令和8年度(案)	令和7年度	比較	(参考) R12目標
所得割	9.0 %	9.7 %	△ 0.7 ポイント	8.8 %
均等割	39,094 円	37,100 円	1,994 円	43,700 円
平等割	27,000 円	27,100 円	△ 100 円	26,400 円
限度額	960,000 円	920,000 円	40,000 円	
【介護納付金分】	令和8年度(案)	令和7年度	比較	(参考) R12目標
所得割	2.2 %	2.3 %	△ 0.1 ポイント	2.1 %
均等割	12,400 円	12,000 円	400 円	13,600 円
平等割	6,900 円	6,900 円	0 円	6,500 円
限度額	170,000 円	170,000 円	0 円	

◎軽減判定基準額

区分	令和8年度	令和7年度
7割軽減基準額	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減基準額	43万円+31万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+30.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	43万円+57万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+56万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

※ 給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する者

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した者を含む

◎軽減措置額の状況(均等割額及び平等割額のみ)の状況

(単位:円)

		軽減前税額(均等割額+平等割額)			軽減額			軽減後税額		
		8年度	7年度	比較	8年度	7年度	比較	8年度	7年度	比較
基礎課税額 (医療給付費) 分	7割	45,400	45,700	△ 300	31,780	31,990	△ 210	13,600	13,700	△ 100
	5割	45,400	45,700	△ 300	22,700	22,850	△ 150	22,700	22,800	△ 100
	2割	45,400	45,700	△ 300	9,080	9,140	△ 60	36,300	36,500	△ 200
後期高齢者 支援金分	7割	18,600	18,500	100	13,020	12,950	70	5,500	5,500	0
	5割	18,600	18,500	100	9,300	9,250	50	9,300	9,200	100
	2割	18,600	18,500	100	3,720	3,700	20	14,800	14,800	0
子ども・子育て 支援納付金 分	7割	2,094	0	2,094	1,466	0	1,466	600	0	600
	5割	2,094	0	2,094	1,047	0	1,047	1,000	0	1,000
	2割	2,094	0	2,094	419	0	419	1,600	0	1,600
【小計】	7割	66,094	64,200	1,894	46,266	44,940	1,326	19,700	19,200	500
	5割	66,094	64,200	1,894	33,047	32,100	947	33,000	32,000	1,000
	2割	66,094	64,200	1,894	13,219	12,840	379	52,700	51,300	1,400
介護納付金 分	7割	19,300	18,900	400	13,510	13,230	280	5,700	5,600	100
	5割	19,300	18,900	400	9,650	9,450	200	9,600	9,400	200
	2割	19,300	18,900	400	3,860	3,780	80	15,400	15,100	300

(資料2)

子ども(未就学児)に係る均等割額の軽減について

令和4年度から、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とし、国民健康保険に加入している全世帯の未就学児(※)の均等割額の5割が減額となります。

所得に係る軽減(7割・5割・2割)がすでに適用されている世帯では、軽減後の均等割額の5割を減額します。たとえば、7割軽減世帯の未就学児の均等割額は、残りの3割の半分を減額することから、軽減割合は8.5割となります。

※未就学児…6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者

◎未就学児の均等割額

令和8年度(案)の税率を用いた未就学児1人に係る均等割額

		軽減前税額	軽減割合	軽減後税額
所得に係る軽減のない世帯	基礎課税額分	26,800 円	5 割	13,400 円
	後期高齢者支援金分	11,000 円		5,500 円
	計	37,800 円		18,900 円
7割軽減世帯	基礎課税額分	26,800 円	8.5割	4,020 円
	後期高齢者支援金分	11,000 円		1,650 円
	計	37,800 円		5,670 円
5割軽減世帯	基礎課税額分	26,800 円	7.5割	6,700 円
	後期高齢者支援金分	11,000 円		2,750 円
	計	37,800 円		9,450 円
2割軽減世帯	基礎課税額分	26,800 円	6 割	10,720 円
	後期高齢者支援金分	11,000 円		4,400 円
	計	37,800 円		15,120 円

※実際の税額は100円未満切捨ての端数処理を行います。

**(資料3) 令和8年度国民健康保険税(基礎課税額分、後期高齢者支援金分および子育て支援納付金分)計算例**  
**[2人世帯(18歳以上)を想定]**

**【税率】**

	令和8年度(案)				令和7年度				比較
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	
A 所得割	6.2 %	2.5 %	0.3 %	9.0 %	6.9 %	2.8 %	0.0 %	9.7 %	△ 0.7 ポイント
B 均等割	26,800 円	11,000 円	1,294 円	39,094 円	26,400 円	10,700 円	0 円	37,100 円	1,994 円
C 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円	-100 円

**【税額計算例】** ※子育て支援納付金均等割は、1,294円+87円(18歳以上の1人当たり均等割額)です。

**例1) 7割軽減の世帯**

2人世帯 区分	令和8年度(案)				令和7年度据置				比較
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	
a 所得額	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	
c 課税基準額(a-b)	0 円	0 円	0 円	円	0 円	0 円	0 円	0 円	
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円	
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円	
d 7割軽減額[(②+③)×0.7]	△ 50,540 円	△ 20,720 円	△ 2,493 円	△ 73,753 円	△ 50,470 円	△ 20,440 円	0 円	△ 70,910 円	
e 端数調整額	△ 60 円	△ 80 円	△ 69 円	△ 209 円	△ 30 円	△ 60 円	0 円	△ 90 円	
f 保険税額	21,600 円	8,800 円	1,000 円	31,400 円	21,600 円	8,700 円	0 円	30,300 円	
									差額 1,100 円

**例2) 5割軽減の世帯**

2人世帯 区分	令和8年度(案)				令和7年度据置				比較
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	
a 所得額	1,050,000 円	1,050,000 円	1,050,000 円	円	1,050,000 円	1,050,000 円	1,050,000 円	円	
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	
c 課税基準額(a-b)	620,000 円	620,000 円	620,000 円	円	620,000 円	620,000 円	620,000 円	円	
① 所得割(c×所得割税率)	38,440 円	15,500 円	1,860 円	55,800 円	42,780 円	17,360 円	0 円	60,140 円	
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円	
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円	
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 36,100 円	△ 14,800 円	△ 1,781 円	△ 52,681 円	△ 36,050 円	△ 14,600 円	0 円	△ 50,650 円	
e 端数調整額	△ 40 円	0 円	△ 41 円	△ 81 円	△ 30 円	△ 60 円	0 円	△ 90 円	
f 保険税額	74,500 円	30,300 円	3,600 円	108,400 円	78,800 円	31,900 円	0 円	110,700 円	
									差額 △ 2,300 円

**例3) 2割軽減の世帯**

2人世帯 区分	令和8年度(案)				令和7年度据置				比較
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	
a 所得額	1,570,000 円	1,570,000 円	1,570,000 円	円	1,570,000 円	1,570,000 円	1,570,000 円	円	
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	
c 課税基準額(a-b)	1,140,000 円	1,140,000 円	1,140,000 円	円	1,140,000 円	1,140,000 円	1,140,000 円	円	
① 所得割(c×所得割税率)	70,680 円	28,500 円	3,420 円	102,600 円	78,660 円	31,920 円	0 円	110,580 円	
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円	
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円	
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 14,440 円	△ 5,920 円	△ 712 円	△ 21,072 円	△ 14,420 円	△ 5,840 円	0 円	△ 20,260 円	
e 端数調整額	△ 40 円	△ 80 円	△ 70 円	△ 190 円	△ 40 円	△ 80 円	0 円	△ 120 円	
f 保険税額	128,400 円	52,100 円	6,200 円	186,700 円	136,300 円	55,200 円	0 円	191,500 円	
									差額 △ 4,800 円

例4) 給与所得者の世帯

世帯主:給与収入240万円(給与所得160万円) 配偶者:給与収入108万円(給与所得43万円)

2人世帯 区分	令和8年度(案)				令和7年度据置			
	【2割軽減】				【2割軽減】			
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て
a 所得額	2,030,000 円	2,030,000 円	2,030,000 円	円	2,030,000 円	2,030,000 円	2,030,000 円	円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円	860,000 円	円	860,000 円	860,000 円	860,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,170,000 円	1,170,000 円	1,170,000 円	円	1,170,000 円	1,170,000 円	1,170,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	72,540 円	29,250 円	3,510 円	105,300 円	80,730 円	32,760 円	0 円	113,490 円
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 14,440 円	△ 5,920 円	△ 712 円	△ 21,072 円	△ 14,420 円	△ 5,840 円	0 円	△ 20,260 円
e 端数調整額	0 円	△ 30 円	△ 60 円	△ 90 円	△ 10 円	△ 20 円	0 円	△ 30 円
f 保険税額	130,300 円	52,900 円	6,300 円	189,500 円	138,400 円	56,100 円	0 円	194,500 円
							差 額	△ 5,000 円

例5) 事業所得者の世帯

世帯主:事業所得200万円 配偶者:給与収入108万円(給与所得43万円)

2人世帯 区分	令和8年度(案)				令和7年度据置			
	【軽減非該当】				【軽減非該当】			
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て
a 所得額	2,430,000 円	2,430,000 円	2,430,000 円	円	2,430,000 円	2,430,000 円	2,430,000 円	円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円	860,000 円	円	860,000 円	860,000 円	860,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,570,000 円	1,570,000 円	1,570,000 円	円	1,570,000 円	1,570,000 円	1,570,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	97,340 円	39,250 円	4,710 円	141,300 円	108,330 円	43,960 円	0 円	152,290 円
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円
d 軽減非該当								
e 端数調整額	△ 40 円	△ 50 円	△ 72 円	△ 162 円	△ 30 円	△ 60 円	0 円	△ 90 円
f 保険税額	169,500 円	68,800 円	8,200 円	246,500 円	180,400 円	73,100 円	0 円	253,500 円
							差 額	△ 7,000 円

例6) 公的年金受給者の世帯(65歳以上)

世帯主:年金収入220万円(年金所得110万円) 配偶者:年金収入110万円(年金所得0円)

2人世帯 区分	令和8年度(案)				令和7年度据置			
	【5割軽減】				【5割軽減】			
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て
a 所得額	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	円	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	670,000 円	670,000 円	670,000 円	円	670,000 円	670,000 円	670,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	41,540 円	16,750 円	2,010 円	60,300 円	46,230 円	18,760 円	0 円	64,990 円
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 36,100 円	△ 14,800 円	△ 1,781 円	△ 52,681 円	△ 36,050 円	△ 14,600 円	0 円	△ 50,650 円
e 端数調整額	△ 40 円	△ 50 円	△ 91 円	△ 181 円	△ 80 円	△ 60 円	0 円	△ 140 円
f 保険税額	77,600 円	31,500 円	3,700 円	112,800 円	82,200 円	33,300 円	0 円	115,500 円
							差 額	△ 2,700 円

※ 5割軽減に該当(65歳以上の公的年金所得からは15万円差し引いた額で軽減判定)

【資料4】 令和8年度国民健康保険税(介護納付金分)計算例

〔2人世帯(18歳以上)を想定〕

【税率】

	令和8年度(案)	令和7年度	比較
A 所得割	2.2 %	2.3 %	△ 0.1 ポイント
B 均等割	12,400 円	12,000 円	400 円
C 平等割	6,900 円	6,900 円	0 円

【税額計算例】

例1) 7割軽減の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【7割軽減】	令和7年度据置 【7割軽減】
a 所得額	430,000 円	430,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	0 円	0 円
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d 7割軽減額[(②+③)×0.7]	△ 22,190 円	△ 21,630 円
e 端数調整額	△ 10 円	△ 70 円
f 保険税額	9,500 円	9,200 円
	差 額	300 円

例2) 5割軽減の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【5割軽減】	令和7年度据置 【5割軽減】
a 所得額	1,050,000 円	1,050,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	620,000 円	620,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	13,640 円	14,260 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 15,850 円	△ 15,450 円
e 端数調整額	△ 90 円	△ 10 円
f 保険税額	29,400 円	29,700 円
	差 額	△ 300 円

例3) 2割軽減の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【2割軽減】	令和7年度据置 【2割軽減】
a 所得額	1,570,000 円	1,570,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,140,000 円	1,140,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	25,080 円	26,220 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 6,340 円	△ 6,180 円
e 端数調整額	△ 40 円	△ 40 円
f 保険税額	50,400 円	50,900 円
	差 額	△ 500 円

例4) 給与所得者の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【2割軽減】	令和7年度据置 【2割軽減】
a 所得額	2,030,000 円	2,030,000 円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,170,000 円	1,170,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	25,740 円	26,910 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 6,340 円	△ 6,180 円
e 端数調整額	0 円	△ 30 円
f 保険税額	51,100 円	51,600 円
	差 額	△ 500 円

例5) 事業所得者の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【軽減非該当】	令和7年度据置 【軽減非該当】
a 所得額	2,430,000 円	2,430,000 円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,570,000 円	1,570,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	34,540 円	36,110 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d		
e 端数調整額	△ 40 円	△ 10 円
f 保険税額	66,200 円	67,000 円
	差 額	△ 800 円